

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人から平成 24 年 6 月 18 日付けで提起された生活保護申請却下決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成 24 年 5 月 22 日付けで行った生活保護申請却下決定処分は、これを取り消します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成23年8月8日、審査請求人（以下、「請求人」という。）は、生活保護相談のため、処分庁に来所した。担当者（以下、「担当」という。）は、「せいかつのしおり」で生活保護制度について説明し、請求人の申請意思が示されたため、申請書一式を交付した。
- (2) 平成23年8月11日、請求人は処分庁に来所し、生活保護申請書を提出した（以下「第1次保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「職探しの最中に [REDACTED] と [REDACTED] のため体調を崩し、生活費を得ることができなくなったため」と記載されていた。
- (3) 平成23年8月18日、担当は、請求人の生活状況等を確認するため、請求人宅を訪問した。求職活動状況を確認したところ、請求人は、「ハローワークで1度パソコン検索を行ったが希望の職種がないため、職業相談を行うことも会社に応募し面接を受けることもない状況で、求職活動以外の日は部屋で体を休めている」と発言した。担当は、稼働能力の程度に応じて真

摯な姿勢で求職活動を行うよう助言した。

- (4) 平成23年9月7日、担当は、請求人に電話で求職活動状況を確認した。請求人は、「8月下旬に体調を崩して求職活動をあまりやっておらず、人材派遣会社に数回電話をかける程度で、面接に応募することもなく、ハローワークでパソコン検索を行ったが希望の職種がないため、職業相談を行うことも会社に応募し面接を受けることもなかった」と発言した。
- (5) 平成23年9月8日、処分庁は、請求人が受診した医療機関に対し医療要否意見書を徴して稼働能力の程度を確認したところ、就労可（重作業可・中作業可）であったため、請求人は稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない等保護要件を欠くものと判断し、第1次保護申請を却下した。処分庁は、請求人に生活保護申請却下通知を送付した。処分庁は、自立した生活につなげるため、直ちにハローワークで職業相談を受け、生活費の支給（月10万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができる求職者支援制度の活用を検討するとともに、職種を選び好みせず就労先を確保できるよう積極的な求職活動に努めるよう助言した。
- (6) 平成23年9月9日、請求人より電話があり、「却下通知を確認したが、 で が酷く、就労は困難であるため、職業訓練講座を受講したい」との発言があった。担当は、ハローワークで職業相談を受けるよう助言した。
- (7) 平成23年9月12日、請求人より電話があり、「ハローワーク で職業相談を受け、ヘルパー2級の職業訓練講座を受講する。9月14日に面接を受け、9月22日に決定されれば、10月1日から受講できる。受講した場合、支援金10万円が支給されるが、受講後2週間かかるため、それまでの生活費について支援制度はないか」との発言があった。担当は、社会福祉協議会の融資制度が利用可能と考えられたため、 社会福祉協議会に相談するよう助言した。
- (8) 平成23年9月13日、 司法書士事務所の事務員が同行し、請求人が処分庁に来所した。請求人は、「体調が思わしくないため、ハローワーク の職業訓練担当に相談し、9月14日に予定していた職業訓練講座の面接を断った。住宅手当申請の際に世話になった 司法書士事務所に相談したところ、 医院から 病院への紹介状を得て、改めて症状を確認してもらうとともに、当面の生活費に困っているため、生活保護を再申請するよう勧められた」と発言した。担当は、請求人から申請意思が示されたため、申請書一式を交付した。
- (9) 平成23年9月14日、請求人が処分庁に来所し、2回目の生活保護申請書を提出した（以下「第2次保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「体調不良で職につけないため」と記載されていた。

- (10) 平成23年10月6日、処分庁は、請求人が受診した[]病院に対し、医療要否意見書を徴して稼働能力の程度を確認したところ、就労可（中作業可）であったため、請求人は稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない等保護要件を欠くものと判断し、第2次保護申請を却下した。処分庁は、請求人に生活保護申請却下通知を送付した。処分庁は、自立した生活につなげるため、直ちにハローワークで職業相談を受け、生活費の支給（月10万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができる求職者支援制度の活用を検討するとともに、職種を選び好みせず就労先を確保できるよう積極的な求職活動に努めることを助言した。
- (11) 平成23年10月11日、[]会の[]氏及び[]氏が同行し、請求人が来所した。請求人は、3回目の生活保護申請書を提出した（以下「第3次保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「体調が良くなり仕事につけないため」と記載されていた。[]氏は、「今回却下となった場合は、不服申立てをする」と発言した。
- (12) 平成23年11月4日、処分庁は、請求人が受診した医療機関に対し、医療要否意見書を徴して稼働能力の程度を確認したところ、就労可（中作業可）であったため、請求人は稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない等保護要件を欠くものと判断し、第3次保護申請を却下した。処分庁は、請求人に生活保護申請却下通知を送付した。処分庁は、自立した生活につなげるため、直ちにハローワークで職業相談を受け、生活費の支給（月10万円）を受けながら、スキルアップのための職業訓練を受講することができる求職者支援制度の活用を検討するとともに、職種を選び好みせず就労先を確保できるよう積極的な求職活動に努めることを助言した。
- (13) 平成24年1月31日、請求人が処分庁に来所し、4回目の生活保護申請書を提出した（以下「第4次保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「体調不良」と記載されていた。処分庁の[]係長（以下「[]係長」という。）と担当は、請求人が申請書で記載が不足していた書類について、自分でペンを持ち追記した際に、特にペンを落とすようなことはなかったことを確認した。
- (14) 平成24年2月10日、[]係長と担当は、請求人宅を訪問し、生活状況を確認した。請求人は、「バイクで毎週水曜日に[]市の[]クリニックに通院している。医療費はその場で払う必要があるため、国保3割負担で支払っている。お金については友人から借りている。携帯電話は不通であるが、固定電話は通じる」等と発言した。担当が、[]病院でMRIを含めた検診命令を実施する旨を伝えたところ、請求人

は検診命令について同意した。

- [illegible]

るとともに、職種を選び好みせず就労先を確保できるよう積極的な求職活動に努めることを助言した。

- (20) 平成24年4月27日、請求人が処分庁に來所し、5回目の生活保護申請書を提出した（以下「本件保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「仕事についたが生活がくるしくて」と記載されていた。
- (21) 平成24年5月15日、[]係長と担当は、請求人宅を訪問し、生活状況を確認した。担当が、「仕事に就いたが生活が苦しいとして生活保護を申請しているが、4時間の仕事で月収 []円ということではなく8時間の仕事をするということも考えられると思うがどうか」と問うと、請求人は、「今の仕事（部品の検査）は、座り仕事で、経験したことがある仕事として選んだ。午後1時から午後5時までの4時間で募集されていたものであり、午前中は別の女性が同じ仕事をしているので、8時間通しでというのは難しい。細かいものを見て検査するので、4時間仕事をするの大変疲れる。会社から、別の部署で、自分に経験のあるMC旋盤の作業を紹介されたが、8時間以上の勤務で、重いものを扱う重労働の立ち仕事であり、今の体調では無理であると断った。」と発言した。
- (22) 平成24年5月22日、処分庁は、請求人は稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力を十分にしない等保護要件を欠くものと判断し、本件保護申請の却下（以下「本件処分」という。）を決定した。
- (23) 同日、処分庁は、請求人に対し、同日付け []第 []号保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）を送付した。なお、当該通知書には、「1. 却下時期 平成24年5月17日 2. 却下理由 稼働能力の活用が図られるため 3. 遅延理由 稼働能力の判定に日時を要した」と記載されていた。

また、当該通知書には、「別紙：却下理由詳細」との標題で、「[]さんが体調不良を主張している []の訴えについては、平成24年2月17日に []病院にて検診命令により、就労可（事務職・軽作業であれば可）であることを確認しています。[]さんが体調不良の要因としている []については、[]さんの受診している []クリニックにて、病名は []であり、就労可（軽作業であれば可）であることを確認しています。また、両医療機関とも、[]さんに対して就労時間を制限した方がよい等と指導したことはなく、8時間就労も可能であることを確認しています。

ハローワーク []に対し、[]さんの求職活動状況を調査したところ、[]さんは「今回、軽作業の仕事に就いたら、改めて生活保護を申請する予定である」と発言しており、対応した相談員は、[]代男性が当初から生活保護をあてにして軽作業で短時間勤務の仕事を求めていることに疑問

を感じた、と記録されているように、■さんは軽作業であれば8時間就労の仕事が制限されていないにもかかわらず、あえて短時間勤務の仕事に就いており、稼働能力を十分に活用する意思を持って真摯に求職活動を行ったとは認められません。

また、ハローワーク■に管内の求人状況を確認した結果、8時間就労の軽作業（工場内での検査、製品仕分け、現場事務など）の求人が相当数あることを確認しています。

■さんの年齢や医学的な面からの評価に加え、■さんの有している資格・生活歴・職歴等を含めて総合的に勘案すると、■さんは、稼働能力がありながらこれを活用していないものと判断するものです。

今後、自立した生活につなげるため、直ちにハローワークで職業相談を受け、増収に向けた求職活動に努めるよう助言します。

あわせて、扶養親族との交流を図るよう助言します。

なお、生活保護手帳（2011年度版）163～164ページに、現に就労している者の稼働能力の活用についての判断基準が記載されていますので、参考に添付します。」

と記載された別紙が添付されていた。

(24) 平成24年6月8日、■会の■氏が同行し、請求人が処分庁に来所した。請求人は6回目の生活保護申請書を提出した（以下「第6次保護申請」という。）。なお、当該申請書の保護申請理由として「生活が出きないため」と記載されていた。請求人は、■クリニック（就労可：軽作業）と■医院（就労困難）の診断書を処分庁に提出した。

(25) 平成24年6月19日、■係長と担当は、請求人宅を訪問し、生活状況を確認した。担当は、検診命令のための交通費として■円を請求人に支給した。■係長と担当は、請求人から領収印を受理した際に、請求人が印鑑を落とすようなことはなかったことを確認した。請求人は、「今の仕事を辞める気はないが、8時間就労はきついため、■医院に診断書を作成してもらったところ、4回目の保護申請時に医療要否意見書で記入してくれた内容を書いてくれた。箸やペンが手からよく落ちるため就労困難と記載があるように、現在でもしびれで箸やペンが手からよく落ちる。■クリニックでは、仕事はできないとは言われないが、無理をするとよくないので、軽作業であれば可能と言われている」等と発言した。担当は、「8時間就労の仕事を探したか」と問うと、

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

(1) 請求人は、可能な限り稼働能力を活用している。

(2) 請求人の体調不良の判断については、
[] 医院（以下「[] 外科」という。）の診断について処分庁は、一切触れていない。もっとも請求人の状況を把握している医師の診断が無視されているが、その理由が定かではない。
[] 外科は、請求人のかかりつけの医師で長年、請求人を診断している医師である。

平成 24 年 1 月 20 日頃、請求人は、[] 市にある [] 病院で就労可能性について診断を受けた。請求人は [] 病院で、頸椎について MRI による検査を受けた。この検査結果を受けて [] 病院の医師は、[] について MRI 検査から、[] との因果関係が認められるが、正確な判断には、1 泊 2 日のさらに精密な検査が必要と判断された。
[] 病院の医師からは、現時点の検査レベルでは、[] 病院よりも、前から請求人を診断している [] 外科の方が、請求人の体調について正確に判断が下せると回答を受けた。

平成 24 年 2 月 17 日頃、請求人は、[] 病院で MRI による検査を受けた。ここでは、軽作業可能という医師の診断を受けたが、[] 病院で 1 時間程度説明を受けたことと比較すると、[] 病院での説明は 5 分程度でとても短かった。MRI による検査を受けて、その 30 分後に開始されたわずかな時間の説明を受けたのみだった。

平成 24 年 6 月 1 日頃、請求人は [] クリニックで診断書の交付を受けたが、ここでは MRI による検査などは無く、医師と請求人の会話のみから診断書を得ている。

(3) 請求人の就労可能時間については、却下理由として「8 時間就労の仕事が制限されていない。」と記載されているが、請求人は、[] 外科の診断書のとおり、就労は困難な状態であり、処分庁の認定は誤りである。

(4) 請求人の就職活動については、処分庁から軽作業の仕事を探すように指導されハローワークの職員と相談をしながら、就職活動を続けてきた。請求人は、週に 3～4 回、ハローワークに通い、パソコン検索で仕事を探した。請求人は、面接を行ってもらえそうな会社が見つからないときも週 1 回くらいは、ハローワークの職員と面談をして就職について相談を行った。

請求人がパソコン検索で [] 市・[] 市・[] 市の仕事を検索すると、100 社くらいの求人が表示された。その求人をひとつひとつ読み込んでいき、請求人が対応できそうな軽作業の仕事を探すと 10 社程度が残った。その中から、通勤可能な会社を絞り込むと求人は 1～2 社になった。請求人が、週 3～4 日ハローワークに通っても毎回同じような結果となった。このよ

うな作業を毎週、繰り返していると、おおよそ1週間から2週間くらいで請求人が対応できそうな1～2社は入れ替わっていった。

請求人は、その後、ハローワークからそれらの会社に電話してもらおうと、問い合わせ5回のうち4回くらいは、この電話段階で断られてしまう状態だった。そうすると、請求人が面接にたどり着けるのは、1ヶ月に1度という状況だった。

今回、請求人が就職した会社は、このような請求人の窮状を見兼ねたハローワーク職員が、ハローワークからの電話段階で断りを入れる求人会社にかなり強く繰り返し面接を求めた結果だった。

請求人は、平成23年秋頃から、咳き込みながら粘り強くハローワークに通っていたため、ハローワーク職員も請求人のことを良く理解していた。請求人の体調が悪かった時期には、請求人が「この体調で働けるところはありますか？」とハローワーク職員に問い合わせた職員から「ない」と回答を受けたこともあった。そのため、ハローワークの職員は、請求人の面接を断る求人会社の担当者に粘り強く説得を行って請求人は、やっと面接にたどり着き今の仕事に就いた。

- (5) 本件処分通知書の中に「ハローワーク[]に対し、[]さんの求職活動状況を調査したところ[]さんは「今回、軽作業の仕事に就いたら、改めて生活保護を申請する予定である」と発言しており、対応した相談員は、[]代男性が当初から生活保護をあてにして軽作業で短時間勤務の仕事を探めていることに疑問を感じた、と記録されている」とあるが、請求人がその主旨の発言を行った事実はない。その後、請求人がハローワーク[]に行き、ハローワーク担当者に発言の事実について、確認したところ、ハローワークにそのような記録はなく、処分庁にそのような発言をしたこともないことを確認している。

3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

- (1) 請求人に稼働能力があるか否かについて、次の5項目で評価し、判断した。

第1に、年齢的な評価では、稼働年齢層を15歳から64歳と捉えており、請求人は[]歳であるから稼働年齢層にあると客観的に判断した。

第2に、医学的な評価では、処分庁が請求人に対し、体調不良を主張している[]、[]の訴えについて平成24年2月17日に[]病院にて検診命令により、就労可（事務職・軽作業であれば可）であることを確認した。また、請求人が体調不良の要因としている[]につ

いては、請求人が受診している[]クリニックにて、医療要否意見書により病名は[]であり、就労可（軽作業であれば可）であることを確認した。また、両医療機関とも、請求人に対して就労時間を制限した方がよい等と指導したことはなく、軽作業であれば8時間の就労が可能であることを確認したことから、請求人はフルタイムの軽作業に就く稼働能力があると客観的に判断した。

第3に、資格の評価では、請求人は自動二輪車運転免許を所持し、通勤に利用できる自動二輪車も利用できる状況にあったことから、求職活動について広範囲に可能となり、通勤面での制約も少ないものと客観的に判断した。

第4に、生活歴の評価では、請求人は住居を確保し、固定電話を保有するなど面接先との連絡手段を有する家庭状況にあり、また、育児や介護の必要性もないことから、求職活動を制約する要因がないものと客観的に判断した。

第5に、職歴の評価では、請求人は高校卒業後、飲食店や複数の会社に勤務経験があるため、幅広く求職活動を行うことができるものと客観的に判断した。

稼働能力があるか否かについて、これら5項目の客観的事実を把握・分析し、総合的に評価すると、請求人には稼働することを阻害する要因はなく、フルタイムの軽作業に就く稼働能力があると判断したものである。

- (2) 次に、「その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か」について、請求人は、軽作業であればフルタイムの仕事が制限されていないのであるから、最低限度の生活が維持困難になった場合は、現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職（フルタイムの軽作業）を探すのが通常である。にもかかわらず、請求人は短時間勤務の仕事に就いているように、自己の労働力で十分耐え得る職（フルタイムの軽作業）があるにもかかわらずこれに就労しないことは、稼働能力の活用状況が本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められるものである。請求人は、自己の稼働能力の程度に応じて真摯に就労の場を得ようと努力すべきであるが、稼働能力を十分活用する意思をもって真摯な態度で求職活動を行っていたとはいえない。

- (3) 次に、「実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か」について、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を把握・分析すると、当地域の有効求人倍率は、平成21年9月の0.24倍から平成24年4月には0.65倍となるなど求人状況は改善傾向にあり、処分庁はハローワーク[]管内の求人情報において、フルタイムの軽作業の求人募集は相当数あることを確認している。また、請求人の家庭状況は、住居

が確保されており、固定電話を保有し、移動用の自動二輪車も利用できる状況にある上、育児や介護の必要性など就労を阻害する要因もないことから、真摯に求職活動を行えば、就労の場（フルタイムの軽作業）を得ることができたといえる。

- (4) 以上のとおり、請求人が稼働能力を十分活用しているか否かについて、稼働能力の有無、稼働能力を活用する意思の有無、及び就労の場を得ることができるか否かについて検討したが、請求人には、フルタイムの軽作業に就くことが可能な稼働能力があり、就労の場（フルタイムの軽作業）を得る可能性があったにもかかわらず、自己の稼働能力の程度に応じて真摯に就労の場を得ようと努力したとはいえないため、法第4条第1項に規定する保護の要件を欠いていると判断したものである。
- (5) 本件処分通知書に関し、「ハローワーク[]に対し、[]さんの求職活動状況を調査したところ、[]さんは『今回、軽作業の仕事に就いたら、改めて生活保護を申請する予定である』と発言しており、対応した相談員は、[]代男性が当初から生活保護をあてにして軽作業で短時間勤務の仕事を求めていることに疑問を感じた、と記録されている」との記載がある点について、ハローワーク[]に当該記録について確認したところ、当該記録はないことを確認した。しかし、本件処分の争点は、8時間の就労が可能である請求人が、4時間勤務のパートタイムの仕事に就いているという点で、稼働能力の活用状況が本人の稼働能力から見て妥当な水準になく、稼働能力が十分に活用されていない点にあるため、ハローワーク[]に記録がない点は、本件処分の結果に影響はない。

4 判断

- (1) 本件処分は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に基づく保護の却下処分であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分に該当するので、法及び行政手続法を踏まえて検討します。

まず、法第 24 条第 1 項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定し、同条第 2 項は「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定しています。

次に、行政手続法第 14 条第 1 項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」、同条第 3 項は、「不利益処分をするとき

は、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定しています。

なお、不利益処分をする場合の理由の付記の程度については、処分の性質や処分の根拠法令の趣旨及び目的に照らして判断することとなりますが、その事実に基づき、どの法的理由により当該処分が行われたか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要であると考えられます。

- (2) 上記を踏まえ本件処分についてみると、「1の事実関係」の(23)のとおり、本件処分に係る保護申請却下通知書の理由欄には、「1. 却下時期 平成24年5月17日 2. 却下理由 稼働能力の活用が図られるため 3. 遅延理由 稼働能力の判定に日時を要した」と記載されています。

また、当該通知には、「別紙：却下理由詳細」との標題で、「Aさんが体調不良を主張しているBさん、Cさんの訴えについては、平成24年2月17日にD病院にて検診命令により、就労可（事務職・軽作業であれば可）であることを確認しています。Bさんが体調不良の要因としているEさんについては、Fさんの受診しているGクリニックにて、病名はHであり、就労可（軽作業であれば可）であることを確認しています。また、両医療機関とも、Fさんに対して就労時間を制限した方がよい等と指導したことはなく、8時間就労も可能であることを確認しています。

ハローワークIに対し、Jさんの求職活動状況を調査したところ、Jさんは「今回、軽作業の仕事に就いたら、改めて生活保護を申請する予定である」と発言しており、対応した相談員は、K代男性が当初から生活保護をあてにして軽作業で短時間勤務の仕事を求めていることに疑問を感じた、と記録されているように、Jさんは軽作業であれば8時間就労の仕事が制限されていないにもかかわらず、あえて短時間勤務の仕事に就いており、稼働能力を十分に活用する意思を持って真摯に求職活動を行ったとは認められません。

また、ハローワークIに管内の求人状況を確認した結果、8時間就労の軽作業（工場内での検査、製品仕分け、現場事務など）の求人が相当数あることを確認しています。（以下略）」と記載された別紙が添付されています。

保護申請却下通知書に記載されている却下理由のみでは、請求人にどの法的理由により本件処分が行われたかが十分に認識されないと処分庁は考え、別紙を添付したことが推認され、請求人側も今回の審査請求書に添付する保護申請却下通知書に当該別紙を添付していることから、当該別紙に記載されている内容は、却下理由を記載しているものと請求人も認識していると推認されます。このことから、当該別紙の記載内容も却下理由の一

部として判断します。

- (3) 当該別紙において、処分庁はハローワーク■■■■■に対し、請求人の求職活動を調査し、「■■■■■さんは「今回、軽作業の仕事に就いたら、改めて生活保護を申請する予定である」と発言しており、対応した相談員は、■■■■■代男性が当初から生活保護をあてにして軽作業で短時間勤務の仕事を求めていることに疑問を感じた、と記録されている」と記載し、この事実を根拠の一つに請求人が真摯に求職活動を行っていないことを却下理由として示しています。しかし、ハローワーク■■■■■においてそのような記録が存在していないことは、請求人が示し、これを処分庁も認めています。処分庁は、記録がないことは本件処分に影響がない旨を主張していますが、本件処分は、請求人の稼働能力の程度とその活用する意思が争点となっており、存在していない事実を根拠に真摯に求職活動を行っていない理由とした記載を、請求人が法的理由として十分認識することは困難です。

したがって、本件処分は、不利益処分の理由が示されておらず、行政手続法第14条第1項に違反する処分であると判断されます。よって、本件処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成24年8月15日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太